

# 総務常任委員会次第

平成31年3月4日（月）午前10時  
於 大 会 議 室

## 1 開 会

## 2 議 事

### (1) 総務局、消防局関係

#### ① 付託された議案・請願の審査

##### ア 議案（6件）

議案第10号 平成30年度明石市一般会計補正予算（第4号）〔分割付託分〕  
…………… 箕作 財務室長兼財務担当課長

議案第2号 明石市事務分掌条例の一部を改正する条例制定のこと  
※ 資料参照 …………… 藪 総務課長

議案第3号 附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例  
制定のこと  
※ 資料参照 …………… 藪 総務課長

議案第4号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
制定のこと  
※ 資料参照 …………… 河野 給与制度・厚生担当課長

議案第5号 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例制定のこと  
※ 資料参照 …………… 河野 給与制度・厚生担当課長

議案第20号 包括外部監査契約のこと  
※ 資料参照 …………… 藪 総務課長

イ 請願（１件）

〔新 規〕

31.2.19 第 2 号	パワハラ防止条例制定を求め る事に関する請願	中西 礼皇	明石市大久保町大窪  パワーハラスメントを 根絶する市民の会  代表幹事 藤田 弘
------------------	---------------------------	-------	----------------------------------------------------------

② その他

-----（理事者入れ替え）-----

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（１件）

議案第 10 号 平成 30 年度明石市一般会計補正予算（第 4 号）〔分割付託分〕

..... 横田 企画部長兼政策室長

② 報告事項（４件）

ア 犯罪被害者等支援拡充のための新たな要綱制定について

※ 資料参照 ..... 能登 市民相談室長

イ 次期・長期総合計画の策定に向けた取組について

※ 資料参照 ..... 丸山 企画担当課長

ウ ユニバーサルデザインのまちづくりの取組状況について

※ 資料参照 ..... 中島 まちづくり担当課長

エ 市制施行 100 周年記念事業について

※ 資料参照 ..... 西川 市制施行 100 周年記念事業推進室課長

③ その他

-----（理事者入れ替え）-----

(3) 当初予算関係

① 付託された議案の審査

議案（2件）

議案第23号 平成31年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕

歳入 …………… 箕作 財務室長兼財務担当課長

歳出

1款 議会費 …………… 西海 議会局次長

2款 総務費

1項 総務管理費 …………… 島瀬 総務管理室長

2項 徴税費 …………… 島瀬 総務管理室長

4項 選挙費 …… 今井 選挙管理委員会事務局課長

5項 統計調査費 …………… 島瀬 総務管理室長

6項 監査委員費 …………… 平野 監査事務局長

6款 商工費

1項 商工費 …………… 横田 企画部長兼政策室長

7款 土木費

1項 土木管理費 …… 横田 企画部長兼政策室長

8款 消防費

… 立岩 総合安全対策室長兼地域防災担当課長

9款 教育費

7項 社会教育費 …… 横田 企画部長兼政策室長

10款 公債費 ～ 12款 予備費

…………… 箕作 財務室長兼財務担当課長

議案第26号 平成31年度明石市財産区特別会計予算

※ 資料参照 …………… 野々村 公有財産担当課長

### 3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 市政の総合企画及び総合調整について
- (2) 広報、広聴及び観光について
- (3) 危機管理、市民の安全及び消防について
- (4) 情報管理、統計及び工事の検査について
- (5) 職員の人事管理について
- (6) 財政、契約、財産の管理及び市税について

## 4 あいさつ

- (1) 正副委員長
- (2) 市理事者

## 5 閉 会

以上

**議案第2号関連資料****平成31年度 組織改正案について****1 基本的な考え方**

本市が目指す「すべての人にやさしいまちづくり」に向けて、児童相談所の設置など、必要な体制整備を図る。

**2 改正の概要**

別紙「平成31年度組織改正総括表(案)」のとおり

改正後の組織の規模

[現行] 9局 36室 71課 178係

[改正] 10局 37室 74課 177係(1局増 1室増 3課増 1係減)

**3 改正案の内容****(1) すべての人にやさしいまちを目指した体制整備****① 地域共生社会室の設置**

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、認知症施策をはじめ要支援者施策を横断的に所管するため、「地域総合支援室」の名称を「地域共生社会室」に変更し、あわせて共生社会づくり担当を新設します。

**② 高齢者総合支援室への名称変更**

高齢者施策の重点的展開に向け、「高年介護室」の名称を「高齢者総合支援室」に変更します。

**③ 児童相談所の設置**

「あかしのこどもはあかしで守る」の考えのもと、こどもの命と権利、未来を守るセーフティネットとして、児童相談所を設置します。

児童相談所の組織は、総務課、緊急支援課、こども支援課、さとおや課、こども保護課の5課体制とし、組織の名称を「明石こどもセンター」とします。

**④ こども局の新設**

児童相談所の設置にあわせ、こども関連の事務を所管する「こども局」を新設します。

## (2) 組織の効率化に向けた見直し

- ① 市民協働推進室のコミュニティ推進課と生涯学習課を統合して、コミュニティ・生涯学習課とし、コミュニティセンター関連業務などの効率化を図ります。
- ② 住宅・建築室営繕課の保全系の業務を財務室財政健全化担当に統合し、事務の一元化を図ります。

## (3) その他

- ① 西明石地区活性化の取り組み等を進めるため、都市開発室大久保駅南プロジェクト担当の名称をプロジェクト担当に変更します。
- ② 文化財保護の事務が教育委員会から市長部局に移管されることに伴い、同事務を市民生活局の所管事務に加えます。(組織の変更はありません。)

## 4 改正の手続

事務分掌条例等の改正を行い、平成31年4月1日の実施を予定。

## 平成31年度組織改正総括表（案）

改正案（平成31年4月1日）			改正前（平成30年4月1日）		
市長事務局			市長事務局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
政策局	都市開発室		政策局	都市開発室	
	都市ビジョン担当 プロジェクト担当 新庁舎担当 まち再生担当			都市ビジョン担当 大久保駅南プロジェクト担当 新庁舎担当 まち再生担当	
市民生活局	市民協働推進室		市民生活局	市民協働推進室	
	<u>コミュニティ・生涯学習課</u> 人権推進課 男女共同参画課 <u>（削る）</u>	略		<u>コミュニティ推進課</u> 人権推進課 男女共同参画課 <u>生涯学習課</u>	略
福祉局	<u>地域共生社会室</u> 地域総合支援担当 地域福祉担当 更生支援担当 <u>共生社会づくり担当</u>		福祉局	<u>地域総合支援室</u> 地域総合支援担当 地域福祉担当 更生支援担当 <u>（新設）</u>	
	<u>高齢者総合支援室</u> 高年福祉担当 介護保険担当 介護認定担当	略 略 略		<u>高年介護室</u> 高年福祉担当 介護保険担当 介護認定担当	略 略 略
	子育て支援室 子育て支援課  児童福祉課 こども健康課 <u>（削る）</u>	<u>（削る）</u> <u>（削る）</u>		福祉局 子育て支援室 子育て支援課  児童福祉課 こども健康課 <u>児童相談所準備担当</u>	<u>調整係</u> <u>支援係</u>
こども局	こども育成室 利用担当 運営担当 施設担当 放課後児童クラブ担当	略	福祉局	こども育成室 利用担当 運営担当 施設担当 放課後児童クラブ担当	略
	待機児童緊急対策室			待機児童緊急対策室	
	<u>明石こどもセンター</u> 総務課 緊急支援課 こども支援課  さとおや課 こども保護課	総合支援係 相談係		<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>  <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

都市局	住宅・建築室 住宅課 建築安全課 開発審査課 営繕課	略 略 建築第1係 建築第2係 設備係 <u>(削る)</u>	都市局	住宅・建築室 住宅課 建築安全課 開発審査課 営繕課	略 略 建築第1係 建築第2係 設備係 <u>保全係</u>
<p>○組織の規模</p> <p><u>10局 37室 74課 177係</u></p> <p>(1局増 1室増 3課増 1係減)</p> <p>( ・市長事務部局 6局 34室 57課 127係 )</p>			<p>○組織の規模</p> <p><u>9局 36室 71課 178係</u></p> <p>( ・市長事務部局 5局 33室 54課 128係 )</p>		

**議案第3号関連資料****附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例(案)について****1 改正の目的**

市が附属機関として設置する審議会等のうち、既に所期の目的を果たしているもの、近年開催されていないもの、また、他の適切な方法により意見を聞くことが可能なものを廃止するため、条例の一部を改正しようとするものです。

**2 改正の内容**

次に記載の審議会等を廃止します。

改正する条例	審議会等	審議会等を廃止する理由
附属機関の設置に関する条例	住居表示審議会	近年、住居表示事業は住民発意で進んでおり、地域住民の意見も反映されていること、また、関係機関と個別に協議するなど、他の適切な手法により円滑な事業の実施が可能であるため。
	消防審議会	近年開催されておらず、また、消防制度等に関し大きな変更がある場合についても、必要に応じ多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
	公共下水道運営審議会	近年開催されておらず、また、下水道の管理運営に関し大きな変更がある場合についても、必要に応じ多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
明石文化芸術創生条例	文化芸術創生会議	文化芸術創生基本計画の策定により審議会としての所期の目的は達成されていること、また、計画の進捗管理等についても、多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
明石市商業振興による地域活性化に関する条例	商業振興による地域活性化審議会	商業振興基本計画の策定により審議会としての所期の目的は達成されていること、また、計画の進捗管理等についても、多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例	開発事業審議会	開発事業に係る条例に違反した事業者の公表に際しては、事前に勧告等の手続が定められており、条例に沿った手続により市が主体的に判断するなど、適切な方法により円滑な事業の実施が可能であるため。
明石市自転車等の放置の防止並びに市立自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	放置自転車対策審議会	放置禁止区域の重点区域が指定されたことで審議会としての所期の目的は達成されていること、また、関係機関と個別に協議するなど、他の適切な手法により円滑な事業の実施が可能であるため。

**3 施行期日**

2019年(平成31年)4月1日

## 議案第4号関連資料

### 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

#### 1 改正理由

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定に準じ、任期付職員の給料月額を引き上げるとともに、他都市との均衡を踏まえ、再任用職員であってその職務の級が2級であるものの給料月額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 任期付短時間勤務職員の給料月額の引き上げ

給料月額について、平均0.5%引き上げます。

(例：任期付事務員で1月あたり1,246円引き上げ)

##### (2) 再任用職員2級の給料月額の引き上げ

給料月額について、フルタイム勤務の場合、1月あたり5,000円引き上げます。

##### (3) 初任給調整手当及び宿日直手当の引き上げ

人事院勧告に基づく国家公務員の取扱いに準じ、上限額を引き上げます。

(初任給調整手当(1月あたり)：184,500円→184,700円)

(宿日直手当(勤務1回あたり)：原則4,200円→4,400円)

##### (4) 任期付幼稚園教諭の新設に伴う給料表の改正

待機児童対策として、新たに採用する任期付幼稚園教諭に適用する給料月額について、任期付行政職給料表に新設します。

##### (5) その他

上記改正に伴う規定整備等

#### 3 改正する条例

(1) 明石市職員の給与に関する条例

(2) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例

(3) 明石市立学校職員の給与等に関する条例

#### 4 施行予定期日

2019年(平成31年)4月1日から施行します。

ただし、上記2(3)の改正規定は、2018年(平成30年)4月1日から適用します。

## 議案第5号関連資料

### 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例(案)の概要

#### 1 改正理由

給与の適正化のため、特殊勤務手当について、国及び近隣他都市の動向を踏まえ、廃止を含めた更なる見直しを行おうとするものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 建築主事手当及び主任技術者手当の廃止

建築主事手当(月額3,500円)及び主任技術者手当(月額3,000円)について、2019年度(平成31年度)から2年間、年次的・段階的に減額したうえで、2021年度に廃止します。

##### (2) 消防業務手当の減額

消防業務手当のうち一部について、2019年度(平成31年度)から減額します。

###### ① 火災出動及び救助出動に係る手当(1回当たり)

(現行) 従事時間に応じ最大400円

(改正) 一律250円

###### ② 救急出動に係る手当(1回当たり)

(現行) 従事時間に応じ最大400円

(改正) 一律150円(救急救命士資格を有する者は350円)

#### 3 施行予定期日

2019年(平成31年)4月1日

#### (参考) 技能労務職に適用する特殊勤務手当の見直しについて

技能労務職についても、災害対応にかかるものを除く、すべての特殊勤務手当について、関係する規則、規程の改正を行い、2019年度(平成31年度)から2年間、年次的・段階的に減額したうえで、2021年度に廃止します。

## 議案第20号関連資料 包括外部監査契約について

### 1 包括外部監査について

「包括外部監査」は、市の財務や経営に係る事務の執行について、外部の専門的知識を有する者（外部監査人）が主体となって、包括的なテーマを決めて監査をするものです。

地方自治法（以下「法」という。）の規定により、中核市は毎年度、議会の議決を経たうえで外部監査人と契約を結び、監査を実施する必要があります。

### 2 契約の相手方について

法では、外部監査契約を締結できる者として、弁護士・公認会計士・税理士等の有資格者と定められています。（法第252条の28）

来年度の契約については、体系的なテーマ設定により外部監査を実施するため、次の表のとおり、引き続き本年度の外部監査人を選定します。

相手方	石田博信（インダヒロノブ）	52歳	
住所	伊丹市南本町5丁目4番18-607号		
所属法人等	EY新日本有限責任監査法人		
契約の金額	1,300万円を上限とする（平成30年度と同額）		
平成30年度包括外部監査のテーマ	「指定管理者に関する事務執行について」		

なお、包括外部監査人との契約は、法の規定により3回まで（3年間）は同一人物と契約することが可能となっています（法第252条の36）。

### 3 監査委員意見について

議案提出にあたり、法に基づき、監査委員への意見聴取を行った結果、上記の者との契約について、異議なしとの意見をいただいています。（法第252条の36）

### 4 今後の予定について

- 2019年 4月 包括外部監査契約の締結
- 2019年 5月～ 平成31年度の監査テーマを選定
- 2019年 8月～ 監査実施
- 2020年 2月 市議会に報告書提出

## 犯罪被害者等支援拡充のための新たな要綱制定について

### 1 要綱制定の目的

本市では、犯罪被害者等に寄り添い、当事者のニーズに応じたきめ細かで総合的な途切れない支援を行うため、2011年(平成23年)に「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」(平成23年条例第2号)を制定し、2014年(平成26年)と2018年(平成30年)の2回、条例を改正しました。このたび、条例に基づき、当事者の声を踏まえた更なる支援を実施するため、新たに要綱を制定するものです。

### 2 新たな支援の概要

#### (1) 教育関係費支援

##### ① 条例の根拠条文

- ・ 第3条第6項(被害者の兄弟姉妹等に対する適切な支援)
- ・ 第9条(日常生活の支援)

##### ② 内容

犯罪被害を受けたことにより、扶養する学齢期の就学中のこどもの通学が困難になった犯罪被害者等が、教育関係費(家庭で行う教育サービスや学校への送迎等)を負担する場合の費用を補助します。

【金額】 実費の2分の1(上限:こども1人あたり6万円)

##### ③ 予算

24万円

#### (2) 就労準備金支援

##### ① 条例の根拠条文

- ・ 第12条(雇用の安定)

##### ② 内容

犯罪被害を受けたことにより転職または新たに就職する必要が生じた犯罪被害者等が、就労するために必要な資格等の取得に要する費用を補助します。

【金額】 実費の2分の1(上限:1人あたり12万円)

##### ③ 予算

36万円

### 3 施行予定日

2019年(平成31年)4月1日

以上

(参考)

## 明石市犯罪被害者等の支援に関する条例（抜粋）

（基本理念）

### 第3条

6 犯罪被害者等の支援は、犯罪等により害を被った者（以下「犯罪被害者」という。）のみならず、その兄弟姉妹等の家族に対しても、その状況に応じて適切に行われなければならない。

（日常生活の支援）

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対して、家事、介護等を行う者の派遣、一時保育に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定）

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な支援を行うものとする。

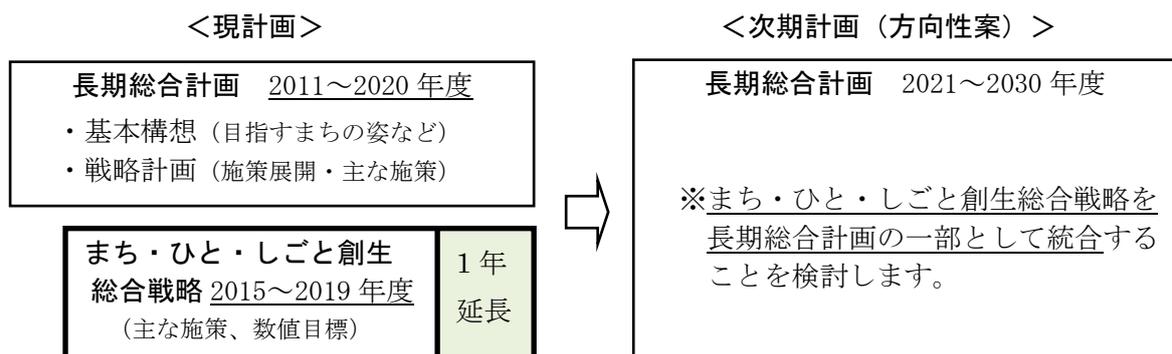
## 次期・長期総合計画の策定に向けた取組について

長期総合計画はまちの将来ビジョンを定めた最上位の計画であり、現在、第5次計画（2011～2020年度）に基づき、目指すまちの姿である「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」の実現に向けて取り組んでいます。

第5次計画の計画期間が2020年度で終了することから、今後、次期計画の策定に向けた取組として、現在検討しています。まち・ひと・しごと創生総合戦略の次期計画への統合、まちづくり市民意識調査の実施、及び、国際社会全体で取り組む持続可能な開発目標であるSDGsの反映等について報告します。

### 1 次期計画における「長期総合計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の統合に向けた検討

長期総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の一体的で効率的・効果的な推進を図るため、現在の総合戦略の計画期間（2015～2019年度）について、長期総合計画の計画期間に合わせ2020年度まで1年延長し、次期計画において、同総合戦略を長期総合計画に統合する方向で検討しています。



#### <まち・ひと・しごと創生総合戦略の1年延長の方針案>

(1) 計画期間	・2015～ <u>2019年度</u> の5年間 ⇒ 2015～ <u>2020年度</u> の6年間
(2) 主な施策	・現在掲げている施策を基本とします。 ・2020年度までに、新たに推進する重点施策や国・県の地方創生関係交付金の対象となる事業などについて、必要に応じて追加等を検討します。
(3) 数値目標	・人口30万人、出生数3,000人/年、本の貸出冊数300万冊/年のトリプルスリーをはじめ、数値目標（項目、数値、目標年度2019年度）については、原則として変更しません。 ・1年間で数値の大きな変化は想定されないため、新たな数値目標の設定については、2021年度からの次期計画で行います。
(4) スケジュール	・2019年10～2月 市民参画手続(長期総合計画推進会議、意見公募) ・2020年3月 総務常任委員会報告(延長案)改定、公表

## 2 まちづくり市民意識調査の実施（予定）

市民視点でのまちづくりを一層進めるため、市民の満足度やまちづくりに対する考え方、意識・行動について調査する「まちづくり市民意識調査」の実施を新年度に計画しています。調査結果は、第5次長期総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況の検証に活用するとともに、次期計画の策定と今後の効果的な施策展開に生かしていきます。

(1) 対 象	18歳以上の市民5,000人（住民基本台帳からの無作為抽出） ※今回から、内2,000人は過去5年以内の転入者を抽出																				
(2) 方 法	郵送調査																				
(3) 期 間	発送・回収：2019年5～6月 ※結果公表：9月予定																				
(4) 内 容	<p>&lt;構 成&gt;</p> <p>① 属性（性別、年代、職業、世帯構成、通勤・通学先など）          ② まちへの思い（愛着、住みやすさ、生活環境、誇れる所など）          ③ 今後のまちづくり（良くなった施策分野、強く推進すべき施策分野）          ④ 各分野における意識や行動（健康、福祉、教育、文化など）          ⑤ 転入者の状況（きっかけ、考慮した生活環境、他に検討した市町など）          ⑥ 今後のまちづくりへの意見・提案</p> <p>&lt;主な質問&gt;          まち・ひと・しごと創生総合戦略で数値目標に設定しているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>前回(2014)</th> <th>目標値(2019)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明石のまちに愛着を感じる人の割合</td> <td>80.6%</td> <td>85.0%</td> </tr> <tr> <td>住み続けたいと思う人の割合</td> <td>70.5%</td> <td>75.0%</td> </tr> <tr> <td>住みやすいと思う人の割合</td> <td>83.0%</td> <td>88.0%</td> </tr> <tr> <td>子育て環境が良いと思う人の割合</td> <td>49.4%</td> <td>55.0%</td> </tr> <tr> <td>緑や海、公園など自然が豊かであると思う人の割合</td> <td>70.2%</td> <td>75.0%</td> </tr> </tbody> </table>			項目	前回(2014)	目標値(2019)	明石のまちに愛着を感じる人の割合	80.6%	85.0%	住み続けたいと思う人の割合	70.5%	75.0%	住みやすいと思う人の割合	83.0%	88.0%	子育て環境が良いと思う人の割合	49.4%	55.0%	緑や海、公園など自然が豊かであると思う人の割合	70.2%	75.0%
項目	前回(2014)	目標値(2019)																			
明石のまちに愛着を感じる人の割合	80.6%	85.0%																			
住み続けたいと思う人の割合	70.5%	75.0%																			
住みやすいと思う人の割合	83.0%	88.0%																			
子育て環境が良いと思う人の割合	49.4%	55.0%																			
緑や海、公園など自然が豊かであると思う人の割合	70.2%	75.0%																			
(5) 備 考	前回の状況：2014年度（2015年2～3月）、回答率52.8%																				

## 3 次期計画の方向性「SDGsの反映」

SDGsは、持続可能な開発目標であり、誰一人取り残さない社会の実現をめざし、国際社会全体で取り組む目標です。

国においては、SDGs推進本部が設置され政府一体となった推進が図られるとともに、全国的な展開に向けて、地方自治体においても積極的な取組が期待され、各種計画の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することが求められています。

本市では、これまで、「こどもを核としたまちづくり」や「誰にもやさしいまちづくり」の重点的な施策展開を図ってきましたが、この方向性は、SDGsの「持続可能」「誰一人取り残さない」「パートナーシップで取り組む」という理念と整合しています。

今後のまちづくりにSDGsを一層反映し計画的に推進していくため、2021年度からの次期長期総合計画の策定や個別計画の改定に当たっては、基本構想や目標に、SDGsの理念や対応する17の目標などを位置付ける方針です。

ついては、新年度から、今後の目指すまちとして「SDGs未来安心都市・明石」を掲げ、「いつまでも、すべての人に、やさしい」まちの創造に向けた取組を推進していき

ます。

## (1) SDGs (エス・ディー・ジーズ)

- ・ Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称
- ・ 2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択
- ・ 国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定



## (2) SDGs 未来都市への応募

国の更なる応援を得て、SDGsを反映したまちづくりを推進するため、内閣府が公募するSDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業に応募します。

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未来都市として、社会・経済・環境の三側面における新しい価値の創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルの高い都市・地域を選定(30団体程度)</li> <li>・ 未来都市の中から、特に先導的な取組をモデル事業に選定(全体で10件)</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちの魅力や将来性などのブランド力の向上、地方創生推進交付金の申請数の拡充をはじめとする国の省庁横断的な支援</li> <li>・ モデル事業について、2019年度の取組に対する補助</li> </ul>
提案内容(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体計画：SDGs未来安心都市・明石の創造 ～いつまでも、すべての人に、やさしいまち～</li> <li>・ モデル事業：やさしい“海のまち”創造事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 誰もが利用しやすいまち(海岸等につながる駅周辺のバリアフリー化等)</li> <li>* まちの魅力と賑わいの拡大(海岸線を生かしたサイクリングロードの充実等)</li> <li>* 豊かな海の維持(ふるさと納税を活用した水産資源の保全等)</li> </ul> </li> </ul>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募(提案書提出)(3月上旬頃) ⇒ 選定(5～6月)</li> <li>⇒ 選定された場合：2019～2021年度の取組等を盛り込んだ「未来都市計画」の策定(8月頃)</li> </ul>

## 4 取組スケジュール(予定)

時期	主な取組内容
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民意識調査の実施(5～6月調査→9月公表)</li> <li>・ SDGsの推進(5～6月未来都市の選定など)</li> <li>・ 現「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の1年延長(3月改定)</li> </ul>
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現「長期総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証</li> <li>・ 次期計画の策定(12～3月議案の提案)</li> </ul>

## ユニバーサルデザインのまちづくりの取組状況について

共生社会の実現に向けた、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインのまちづくりの取組状況について報告します。

### 1 協議会の設置

ユニバーサルデザインのまちづくりに向けて、関係者間で協議・調整を図りながら、取組方針を決め、取組を実施するとともに、その進捗確認・見直し等を継続して行うため、「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会（以下、「協議会」という。）」を設置しました。（2019年1月）

#### (1) 協議会の構成

福祉その他の関係団体、関係公共交通事業者、関係行政機関、市、学識経験者等

#### (2) 協議会の掌握事項

- ・市域のユニバーサルデザイン化に関する調査、検討
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりに関する計画策定の協議、計画の実施状況の調査・分析・評価、連絡調整等

### 2 「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画（仮称）」策定に向けた取組について

全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを広げるため、まずは本市の玄関口である明石駅周辺を「重点モデル地区」に設定し、2019年度から2020年度までの2か年で先行的・重点的に取組を進めます。

その施策を規定する「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画（仮称）」の策定に向けて、協議会において検討を行っており、3月19日に開催する第2回協議会において更なる検討を行い、今年度中に本計画を策定する予定です。

#### (1) 計画骨子案（「別紙」のとおり）

##### ① 基本理念（別紙P.2）

障害の有無や性別、年齢にかかわらず、誰もが「出かけることができる」「出かけたくなる」まちを目指し、ユニバーサルデザインの考え方に沿ってまちづくりを進め、ユーザビリティ（使いやすさ、満足度）の向上を図ります。

##### ② 取組方針（別紙P.2～P.3）

- ◆全市域での展開に先がけたモデル計画
- ◆当事者視点に立った施策展開によるユーザビリティの向上
- ◆当事者評価システム（当事者の参画による定期的な取組の評価・見直し）

### ③ 取組施策（別紙 P. 5～P. 10）

以下の観点に基づき、取り組む施策を規定しています。

- ◆移動経路のユニバーサルデザイン化 ◆誰もが利用しやすい施設の整備
- ◆周辺民間施設のバリアフリー化 ◆ユニバーサルツーリズムの促進
- ◆「心のバリアフリー」の促進

なお、本計画に位置付ける施策の一つである「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の整備を行うための費用を新年度予算案に計上しています。

#### ◆「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の整備

明石駅前において、JR西日本グループの連携協力のもと、車いすの方も利用しやすいカウンターでユニバーサルツーリズム情報等を提供する観光案内所、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの公共トイレ、授乳室等を備える「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」を整備。

- ・整備予定箇所 ピオレ明石西館内
- ・2019年度予算 歳出 整備関連費 110,300千円  
歳入 国庫補助金 30,600千円
- ・供用開始時期 2019年度中(予定)

### 3 来年度の「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画(仮称)」策定に向けて

現在検討中の「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の理念を具体化し、全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、「ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画(仮称。以下、「UDまちづくり計画」という。)」を2019年度中に策定します。

なお、検討に当たって、高齢者・障害者等が日常的に利用する施設・経路の分布や、そのユニバーサルデザイン化の現況調査及び、課題抽出のためのアンケート・ヒアリングを現在実施中であり、今年度中に結果を取りまとめる予定です。

### 4 協議会の検討スケジュール(予定)

#### ◆2018年度

- ・第2回協議会の開催(3月19日)
- ・明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画(仮称)策定(3月)

#### ◆2019年度

- ・協議会を年間4回程度開催し、UDまちづくり計画策定に向けて検討
- ・当事者とともに行う現地調査を2回程度実施
- ・UDまちづくり計画 策定

#### ◆2020年度

- ・(仮称)あかしインクルーシブ条例、UDまちづくり計画 施行(4月)

# 「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画（仮称）」（骨子案）

## 1 背景

### (1) やさしいまちづくり

本市は「住みたい・住み続けたいまち・あかし」をめざし、障害のあるなしにかかわらず、こどもから高齢者まで誰にでもやさしいまちづくりの取組を進めています。

また、2017年（平成29年）12月には、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、共生社会の実現を目指す「共生社会ホストタウン」に登録されました。さらに、2018年（平成30年）4月には中核市移行によって新たな役割を担うこととなり、大きな節目を迎えています。

こうしたことを受け、すべての市民が安心して暮らせるまち明石を実現するために、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づく「誰ひとり置き去りにすることなく助け合うまちづくり」という市の考え方を明確に示し、今後の包括的指針となる「（仮称）あかしインクルーシブ条例」の制定に向けた検討を今年度から開始し、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支えあい、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指しています。

#### 本市の主な取組

- 手話言語・障害者コミュニケーション条例の制定（H27）
- 障害者配慮条例の制定、合理的配慮提供支援助成制度の創設（H28）
- ホームドア設置に向けた取組（H28～）
- 共生社会ホストタウンとしての主な取組（H29～）
  - ・ユニバーサルモニター制度創設
  - ・市民参加型交流イベント（パラスポーツ体験）の開催 など
- （仮称）あかしインクルーシブ条例の制定に向けた検討（H30～）

### (2) ユニバーサルデザインのまちづくり

共生社会の実現に向けて、人々の心の在り方に働きかける「心のバリアフリー」と併せて、誰もが安全で快適に移動できる「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進することが必要です。

本市においても、障害の有無や年齢・性別に関わらず、誰もが自分自身で自由に移動できるよう、街なかの段差、わかりにくい案内表示等を見直し、生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取組を進めていくこととしています。

### (3) バリアフリー法の改正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）においては、高齢者、障害者等が移動や施設利用をする上での利便性・安全性の向上を図るため、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めています。

2018年（平成30年）に同法が改正され、同法に基づく措置は「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記されたほか、市町村がバリアフリー方針を定める「移動円滑化促進方針（マスタープラン）制度」が創設される等の改正が行われました。

本市においては、2002年（平成14年）に、旧・交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）に基づき、「明石市交通バリアフリー基本構想」が策定され、交通分野におけるバリアフリー化が進められてきましたが、その後のまちの変化、バリアフリー法の改正等を踏まえた見直しを行い、バリアフリー化を一層推進することが求められています。

## 2 協議会の設置と本計画の策定

### (1) 協議会の設置

1に記載した背景を踏まえ、「ユニバーサルデザインのまちづくり」の取組を推進するためには、行政、高齢者・障害者等の当事者、施設管理者等の関係者が協議・調整を図りながら、取組方針を定め、事業を実施するとともに、定期的に取り組の評価・見直しを行っていくことが不可欠であることから、2019年（平成31年）1月、「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会（以下「協議会」という。）」を設置しました。

本協議会をバリアフリー法に基づく協議会と位置付け、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取組の検討、進捗の確認、取組の見直し等を継続して行っていくこととしています。

### (2) 本計画の策定

全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、「ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」を2019年度（平成31年度）中に策定すべく、2018年度（平成30年度）に市内のバリアフリー化の状況等の現況調査や市民アンケート調査を行った上で、2019年度（平成31年度）に本格的な検討を協議会で行うこととしています。

一方、本市では、2019年（平成31年）11月に本市で開催されるB-1 グランプリ全国大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に早急に取り組んでいく必要があることから、全市域を対象とした計画の策定に先立ち、まずは、「ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画（仮称）」を策定し、本市の中心市街地への玄関口であり、交通機能や社会資源が集中する明石駅周辺を「重点モデル地区」として、2019年度（平成31年度）から2020年度までの2年間で先行的・重点的に取組を進めていくこととします。

## 3 基本理念

### (1) 基本理念

障害の有無や性別、年齢にかかわらず、誰もが「出かけることができる」「出かけたくなる」まちを目指し、ユニバーサルデザインの考え方に沿ってまちづくりを進め、ユーザビリティの向上を図ります。

### (2) 取組方針

#### ① 全市域での展開に先がけたモデル計画

2(2)のとおり、2019年（平成31年）11月に本市で開催されるB-1 グランプリ全国

大会及び2020年に開催される東京パラリンピックを見据え、全市域を対象としたユニバーサルデザインのまちづくりの計画の検討と並行して、本計画に基づき明石駅周辺において、2019年度（平成31年度）から2020年度までの2年間でユニバーサルデザイン化を先行的・重点的に進め、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた全市的な機運の醸成を図っていきます。

その上で、本計画に基づく取組によって得られた成果や課題、利用者の声などを踏まえながら、全市域を対象とした「ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」を2019年度（平成31年度）中に策定し、取組を推進していくこととします。

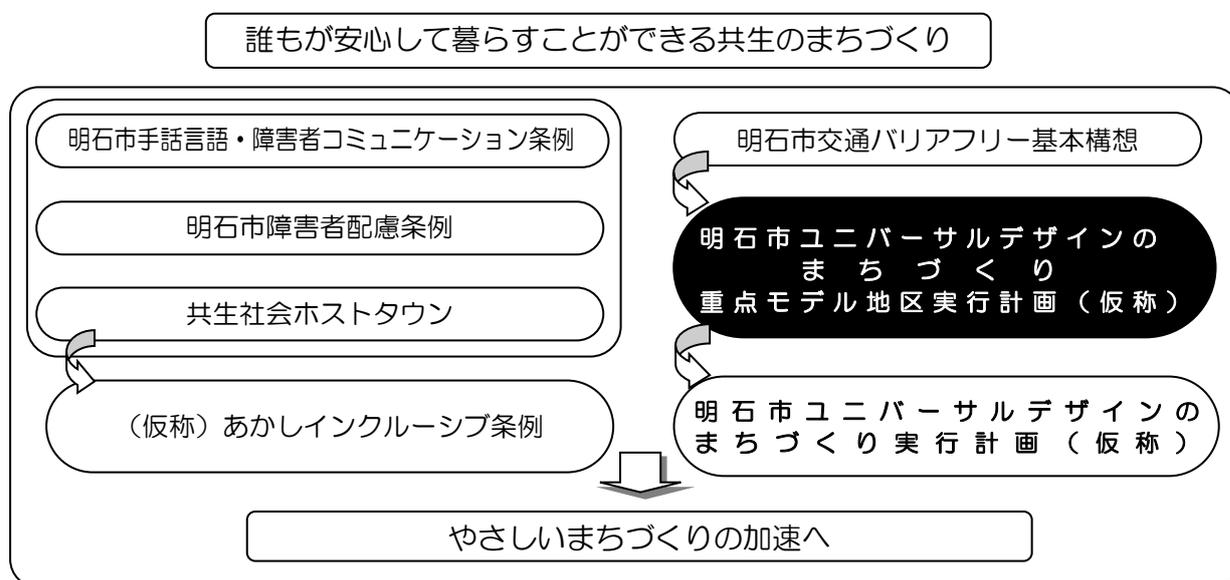
## ② 当事者視点に立った施策展開によるユーザビリティの向上

誰もが暮らしやすいまちをつくるためには、さまざまな人の視点に立ってまちを見直し、それぞれがどのような場面で不便さを感じ、困っているかをまず知る必要があります。公共交通機関の旅客施設・車両、道路、建築物等については、法令に基づき整備されていますが、真に暮らしやすいまちづくりには、利用者視点からの見直しが不可欠です。

このため、障害者・高齢者等の当事者、その支援者等の意見を十分に取り入れるとともに、実際に一緒にまちを歩き、当事者の不便や困難を共有しながら検討した施策を展開することにより、ユーザビリティの向上に取り組んでいきます。

## ③ 当事者評価システム

本計画に基づくバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の取組の進捗状況について、協議会において関係者と情報共有を図るとともに、高齢者・障害者等の当事者の参画のもとで、定期的に評価・見直しを行い、スパイラルアップを図っていきます。



## 4 計画期間（目標）

2019年度（平成31年度）から2020年度まで（2年間）

※整備内容により期間を要するものについては、計画期間終了後も引き続き整備を進めます。



## 6 取組施策

明石駅を拠点とした移動経路のユニバーサルデザイン化	
(1) 安全・円滑な移動経路	
①	ホームドアの設置
②	歩道の拡幅・段差解消
③	視覚障害者誘導用ブロックの点検・整備
④	ユニバーサルデザインタクシー導入の促進
(2) 大きくわかりやすい案内表示	
①	ピクトグラムの積極活用・色弱の人に配慮した配色
②	動線、エリア等の案内表示
誰もが利用しやすい施設の整備	
①	「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の整備
②	公共トイレの整備
③	休憩施設の整備
周辺民間施設のバリアフリー	
①	集客施設・飲食店、宿泊施設等のバリアフリー
ユニバーサルツーリズムの促進	
①	「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の整備(再掲)
②	ユニバーサル対応の観光施設情報の収集・発信
③	観光ガイドによるサポート
④	ユニバーサル観光資源の発掘・活用
⑤	バリアフリーマップの作成・活用
「心のバリアフリー」の普及促進	
①	研修の実施
②	市民向け啓発行事の開催
③	学校等における体験教室の実施
④	出前講座の実施

## 明石駅を拠点とした移動経路のユニバーサルデザイン化

### (1) 安全・円滑な移動経路

#### ①ホームドアの設置

駅ホームからの転落は、生命を脅かす重大事故に直結することから、関係者と連携し、ホームドアを設置します。

- (実施内容)：JR 明石駅ホームドア設置工事  
(実施主体)：西日本旅客鉄道株  
(実施箇所)：JR 明石駅 3・4 番線ホーム  
(実施時期)：2020 年春頃供用開始予定



(ホームドア)

#### ②歩道の拡幅・段差解消

車いす利用者をはじめ、誰もが行きたいところへ自由に行けるよう、歩道の拡幅や、視覚障害者が歩車道の境界を明確に認識できるよう配慮しながら段差解消を図ります。

##### 【主な取組】

- (実施内容)：一般国道 2 号明石駅前交差点改良事業 (交差点改良、現道拡幅)  
(実施主体)：国土交通省  
(実施箇所)：国道 2 号線明石駅前交差点  
(実施時期)：2019 年度 (平成 31 年度) 中に事業完了予定

#### ③視覚障害者誘導用ブロックの点検・整備

歩道 (横断歩道部を含む)、鉄道駅、公共施設の出入口等に設置している視覚障害者誘導用ブロックについて、利用する当事者の視点に立って点検し、特に利用頻度の高い経路では、連続性を確保するなど、より安全で円滑な移動ができるよう、整備を進めます。

##### 【主な取組】

- (実施内容)：主要地方道明石神戸宝塚線視覚障害者誘導用ブロック設置工事 (歩道部)  
(実施主体)：兵庫県  
(実施箇所)：明石公園南側、西側  
(実施時期)：2019 年度 (平成 31 年度) 中に事業完了予定



(視覚障害者誘導用ブロック)



(総合福祉センター周辺のエスコートゾーン)

#### ④ユニバーサルデザインタクシー導入の促進

ユニバーサルデザイン (UD) タクシーは、標準的な車いすで乗降可能な構造を有するなど、高齢者、障害者のほか、妊産婦や子供連れの人等、様々な人が利用しやすい特徴を持っています。

より多くの者がより快適にタクシーを利用することができるよう、事業者に UD タクシー導入及び UD タクシー利用時の接遇向上を促進します。

- (実施内容)：UD タクシー導入補助  
(実施主体)：明石市  
(実施時期)：2019 年度 (平成 31 年度) ~2020 年度



(UD タクシー)

## (2) 大きくわかりやすい案内表示

### ①ピクトグラムの積極活用・色弱の人に配慮した配色

多くの人々が利用する駅や駅前広場において、目的場所へ円滑に移動できるよう、利用者の視点に立った案内表示に取り組めます。色弱の人にも配慮した配色や、ピクトグラムを積極的に活用しながら、多言語表示など、誰にとってもわかりやすい案内表示に取り組めます。

#### 【主な取組】

■ (実施内容) : 「(仮称) ユニバーサルツーリズムセンター」整備事業

(実施主体) : 明石市、明石観光協会他

(実施箇所) : 明石駅周辺

(実施時期) : 2019年度(平成31年度)中に供用開始予定



(駅前再開発ビル案内)

### ②動線、エリア等の案内表示

駅周辺はさまざまな人が利用し、早く歩く人とゆっくり歩く人、目的地を探す人と目的地へ急ぐ人などが混在しています。

また、バスを待つ人が点視覚障害者誘導用ブロック上に並んでしまうと、視覚障害者の歩行に支障があります。

こうした状態を改善し、誰もが安心して円滑に移動ができるよう、床面に目的地方面別の動線表示や案内看板の改善等について検討します。

■ (実施内容) : 明石駅前広場における案内表示の改善検討

(実施主体) : 明石市、関係公共交通事業者等

(実施時期) : 2019年度(平成31年度)中



(イメージ)

## 誰もが利用しやすい施設の整備

### ①「(仮称) ユニバーサルツーリズムセンター」の整備

明石駅周辺において、車いすの方も利用しやすいカウンターを備えたユニバーサルツーリズム情報等を提供する観光案内所、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの公共トイレ、授乳室・子供用トイレ等を備える「(仮称) ユニバーサルツーリズムセンター」の整備を検討します。

■ (実施内容) : 「(仮称) ユニバーサルツーリズムセンター」整備事業

### ②公共トイレの整備

明石駅周辺において、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの公共トイレの整備を進めます。整備に当たっては、多機能トイレに利用が集中しないよう、機能分散の考え方に配慮します。

■ (実施内容) : 「(仮称) ユニバーサルツーリズムセンター」整備事業 (再掲)

■ (実施内容) : 明石公園公衆1号便所改修工事(入口バリアフリー化、便器洋式化)

(実施主体) : 兵庫県

(実施箇所) : 明石公園

(実施時期) : 2018年度(平成30年度)中

### ③休憩施設の整備

移動に制約のある高齢者や障害者等をはじめ、誰もが安心して快適に歩けるよう、ベンチ等の休みながら歩くことのできる施設の整備に取り組みます。

#### 【主な取組】

- （実施内容）：ベンチ等の整備  
（実施主体）：明石市  
（実施箇所）：銀座通り周辺ほか  
（実施時期）：2019年度（平成31年度）～2020年度



（錦江橋）

### 周辺民間施設のバリアフリー

#### ①集客施設、飲食店、宿泊施設等のバリアフリー

本市では、商業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成する制度を平成28年に創設しています。同制度を活用しながら、飲食店等におけるバリアフリー環境の整備と民間事業者への障害理解の促進を図ります。

- （実施内容）：合理的配慮の提供に対する助成  
（実施主体）：明石市  
（実施時期）：2016年度（平成28年度）～2020年度



（制度を活用したスロープの設置）

### ユニバーサルツーリズムの促進

#### ①「（仮称）ユニバーサルツーリズムセンター」の整備

現在計画中の「（仮称）ユニバーサルツーリズムセンター」においては、車いすの方も利用しやすいカウンターを整備し、ユニバーサルツーリズム情報等を提供するほか、従来に引き続き、筆談ボードの設置、車いすの貸出、タブレット端末を用いた手話通訳等のサービスの提供等により、ユニバーサルツーリズム対応を強化する予定です。

- （実施内容）：「（仮称）ユニバーサルツーリズムセンター」整備事業（再掲）



（イメージ）

#### ②ユニバーサル対応の観光施設情報の収集・発信

観光施設や店舗等のバリアフリー情報の収集を行い、ホームページに掲載するほか、観光案内所において提供する等の情報発信を行います。

- （実施内容）：ユニバーサル対応の観光施設情報の収集・発信  
（実施主体）：明石観光協会  
（実施時期）：2019年度（平成31年度）～2020年度

#### ③観光ガイドによるサポート

身体や障害の状況に応じて、明石市内の名所等を巡るルートを設定し案内するほか、必要に応じて手話通訳や要約筆記者が同行する等、誰もが観光を楽しむことができるよう、観光ガイドによるサポートを行います。

- （実施内容）観光ガイドによるサポート  
（実施主体）：明石観光協会  
（実施時期）：2019年度（平成31年度）～2020年度

#### ④ユニバーサル観光資源の発掘・活用

誰もが観光を楽しむことができるモデルルートを設定するほか、モニターツアーを開催するなど、ユニバーサル観光資源の発掘・活用に取り組みます。

- （実施内容）：ユニバーサル観光資源の発掘・活用  
（実施主体）：明石観光協会  
（実施時期）：2019年度（平成31年度）～2020年度

#### ⑤バリアフリーマップの作成・活用

高齢者や障害者、子育て世代等多様な方に利用していただくことを目的に、バリアフリー情報が一目でわかるマップを作成します。また、多くの方に活用していただくように普及に努め、2019年（平成31年）11月に開催されるB-1グランプリ全国大会における案内などにおいて、バリアフリーマップの情報を積極的に活用することとします。

- （実施内容）バリアフリーマップの作成  
（実施主体）：明石市、明石観光協会 等  
（実施時期）：2019年度（平成31年度）～2020年度
- （実施内容）B-1 グランプリ全国大会におけるユニバーサル情報の案内  
（実施主体）：B-1 グランプリ in 明石 実行委員会  
（実施時期）：2019年度（平成31年度）

### 「心のバリアフリー」の普及促進

#### ①研修の実施

本市ではこれまで、市職員、民間事業者、高校生を対象に、障害者や高齢者への接し方を身につけるための研修を無料で受講できる機会を提供してきました。今後も、対象者を検討しながら機会の提供を継続し、市民一人ひとりに、障害者や高齢者に対する接し方や配慮に対する理解が広がるよう取り組んでいきます。

また、B-1 グランプリ全国大会の開催に当たっては、障害の有無、性別、年齢にかかわらず、誰もが安心して参加し、楽しむことができることができるよう、市民ボランティア向けの研修も実施します。

- （実施内容）ユニバーサルマナー検定  
（実施主体）：明石市、明石商工会議所 他  
（実施時期）：2019年度（平成31年度）～2020年度
- （実施内容）：B-1 グランプリ全国大会市民ボランティア向け研修  
（実施主体）：B-1 グランプリ in 明石 実行委員会  
（実施時期）：2019年度（平成31年度）

#### ②市民向け啓発行事の開催

広く市民を対象とした、「心のバリアフリー」や共生社会に対する理解の促進を目的とした啓発行事を開催します。

- （実施内容）：あかしユニバーサル交流会（仮称）の開催  
（実施主体）：明石市  
（実施時期）：2019年（平成31年）8月  
（2020東京パラリンピック開催1年前）



（2018年度の実施状況）

### ③学校等における体験教室の実施

#### <手話体験教室>

「手話言語・障害者コミュニケーション条例（2015年4月施行）」を制定している本市においては、2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）までの3年間に、市内全小学校（28校）を対象に、ろう者にとって手話は欠かすことのできない、大切なコミュニケーション手段であることを児童たちが理解する第一歩として、「手話体験教室」を実施しました。より多くの児童に学んでもらうため、2018年度（平成30年度）からは、2019年度（平成31年度）までの2年間で全小学校において実施することとしています。

■（実施内容）：手話体験教室

（実施主体）：明石市

（実施時期）：2018年度（平成30年度）～2019年度（平成31年度）

#### <「I' mPOSSIBLE」を活用した授業>

国際パラリンピック委員会が開発した教材（I' mPOSSIBLE）を活用し、学校教育を通じて、より多くの子どもたちにパラスポーツ魅力を伝え、心のバリアフリーの促進に取り組みます。2018年度（平成30年度）にモデル校（2小学校）において実施した取組を、2019年度（平成31年度）には市内の全小・中学校、特別支援学校及び明石商業高等学校において実施します。

■（実施内容）：「I' mPOSSIBLE」を活用した授業

（実施主体）：明石市教育委員会

（実施時期）：2019年度（平成31年度）

#### <バリアフリー教室>

障害者や高齢者の疑似体験、介助体験を行い、交通分野のバリアフリーについて理解を深める「バリアフリー教室」を国土交通省の協力のもと、高齢者大学及び小学校において開催します。

■（実施内容）：バリアフリー教室

（実施主体）：国土交通省、明石市

（実施時期）：2018年度（平成30年度）～2019年度（平成31年度）

### ④出前講座の実施

市職員が地域に伺い、「市が進める共生社会のまちづくりに向けた施策」、「障害者への配慮」「簡単な手話表現」などをテーマに、わかりやすくお伝えする出張講座を、希望に応じて引き続き実施し、障害理解の普及促進を図ります。

■（実施内容）：出前講座

（実施主体）：明石市

（実施時期）：2019年度（平成31年度）～2020年度（希望に応じて随時実施）

## 市制施行100周年記念事業について

こどもから高齢者まで幅広い世代の市民が地域愛を育む機会を創造するとともに、次の100年のまちづくりにみんなで取り組む契機とするため、「『ふるさと明石』への愛着を深める」「『わがまち明石』の魅力を広める」「『やさしいまち明石』の創造発信」の3つをテーマとして市制施行100周年記念事業を実施します。

## 1 事業期間

2019年1月1日から12月31日まで

## 2 6つの主な事業

## (1) B-1 グランプリ全国大会 in 明石

11/23(祝) 11/24(日)	B-1 グランプリ全 国大会	全国から約60のまちおこし団体が明石に集結し、前回西日本大会の約3倍の規模で実施します。子どもから高齢者、障害のある方もない方も参加することができる「やさしいB-1」を目指します。	明石公園・ 市役所周辺
----------------------	-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

## (2) あかし伝統夢まつり

5/2(木)	あかし伝統夢まつり	市内の布団太鼓34台と獅子舞が明石公園に集結。これまで連綿と引き継がれてきた地域コミュニティのつながりを後世に伝えます。	明石公園
--------	-----------	--------------------------------------------------------------	------

## (3) 文化スポーツ夢事業

100周年という大きな節目に、多くの市民の方が参加でき、記憶に残る記念事業を行い、ともに祝い、将来への夢を育む機会をつくります。

5/25(土) 5/26(日)	ドリームベースボ ール	プロ野球名球会による市内の小・中学生にむけた野球教室や地元選抜チームとの対戦を行います。	明石トーカ ロ球場他
8/18(日)	「開運!なんでも 鑑定団」公開収録	テレビ東京の番組「開運!なんでも鑑定団」の公開収録を実施します。	西部市民会 館
9/28(土) 9/29(日)	ビーチサッカー日 本代表国際親善試 合	ビーチサッカーの日本代表と各国代表との親善試合が行われます。	大蔵海岸
10/20(日)	「NHKのど自慢」公 開放送	「NHKのど自慢」の公開放送を実施します。	市民会館

#### (4) 「ふるさと明石」を知る取り組み

明石の歴史や文化、人々の歩みを知ることにより、市民自らがふるさと明石への感謝や愛着を深め、「明石人」であるという思いをみんなで共有します。

11月頃	100周年記念本の作成	明石の歴史・文化・魅力を学べる記念本を作成し、全小学生に配付します。(広報課所管)	
通年	市制施行100周年、築城400周年について学ぶ機会づくり	出前講座や駅前講座、講演会などを活用し、多くの方が明石について学ぶ機会を創出します。	学校、市民ひろば、高齢者大学、HPなど

#### (5) みんなでつくる取り組み

多くの方が明石市制施行100周年を我が事として意識し、当事者として「わがまち明石」にかかわることで、明石への関心と愛着を深め、次の世代へつながる「みんなが笑顔で元気なまち明石」へ向けた取り組みを進めます。

2019年 (平成31年) 1月発表	シンボルマーク作成	シンボルマークデザインを公募し(応募数176件)、上位5作に絞ったのち、市内の小学生12,988名の投票により決定しました。
2月～	フォトコンテストの開催及び記念切手の作成	「時のまち明石」のシンボルである天文科学館の写る風景写真を募集するフォトコンテストを開催、優秀賞10作品で記念切手を作成します。時の記念日(6月10日)より販売予定です。
11/1(金)	記念式典及び記念給食献立	市制施行100周年記念式典(市長室所管) 市制施行100周年記念給食献立の提供(学校給食課所管)
通年	冠付け	市及び民間主催で多数の100周年冠事業が実施されます。
通年	各種ボランティア団体等との連携	イベント出展、B-1グランプリPR手話動画作成など様々な場面で連携していきます。

## (6) 明石城築城 400 周年事業との連携

市制施行 100 周年と同年に迎える明石城築城 400 周年記念事業の実行委員会事務局として、兵庫県とともに連携して事業を行います。

### (参考) 明石城築城 400 周年事業イベント

3/23 (土)	開会式典・オープニングイベント	開会式典後、オープニングイベントして和太鼓演奏や兵庫・城下町グルメフェスタが実施されます。	明石公園
3/29(金) ～4/2(火)	桜のライトアップ	明石公園さくらまつりの開催にあわせて約 200 本の桜がライトアップされます。	明石公園
4/27(土) ～5/6(月)	春の能舞台活用イベント	能舞台において、明石薪能、明石能舞台コンサート、喜春城ライブ、忍者ショー、ストリートパフォーマンスショー、お笑いなどが実施されます。	明石公園
8/1(木)～ 9/1(日)	光の明石城	櫓・石垣ライトアップ、光のアート作品展示、明石城キャンドルナイトなどが実施されます。	明石公園
9/13 (金)	明石城観月会	天体観望会、茶室ステージ (和の音楽演奏、朗読会) 飲食提供などが実施されます。	明石公園
9/28(土) ～ 10/6(土)	秋の能舞台活用イベント	能舞台において、明石薪能、明石能舞台コンサート、明石能舞台フェス、雅楽公演・雅楽体験、公募ステージイベントなどが実施されます。	明石公園
11/30(土)	閉会式典	記念事業の映像での振り返り、明石公園のあり方検討報告が実施されます。	あかし市民広場

議案第26号関連資料

平成31年度 明石市財産区特別会計予算 説明資料

1. 歳入(主なもの)

(単位:千円)

款	内 容	金 額
2	大蔵谷村財産区収入ほか 土地使用料、土地貸付収入	14,582

2. 歳出(主なもの)

(単位:千円)

款	内 容	金 額
4	船上村財産区費 指定寄附(自治会集会所維持事業)	300
6	藤江村財産区費 指定寄附(自治会倉庫改修事業)	2,995
8	清水村財産区費 指定寄附(自治会集会所等改修事業)	2,904
	指定寄附(消防団詰所新築事業等地元負担金)	31,156
9	西脇村財産区費 指定寄付(自治会備品購入事業)	4,714
	指定寄付(自治会集会所改修事業)	14,732
	財産区立会館外壁等改修工事設計委託	2,632
10	八木村財産区費 指定寄附(自治会備品購入事業)	319
	指定寄附(自治会太鼓修繕事業)	7,540
11	西岡村財産区費 指定寄附(自治会管理用地等修繕事業)	11,397
	指定寄附(自治会太鼓蔵修繕事業)	798
13	鳥羽村財産区費 財産区有地整備工事	2,830
15	大窪村財産区費 指定寄付(自治会備品購入事業)	3,552
	指定寄付(自治会太鼓新調事業)	44,945
18	西二見村財産区費 指定寄付(自治会備品購入事業)	1,140
	指定寄附(自治会屋台新調等事業)	36,862
	財産区有地整備工事	15,116
20	西島村財産区費 指定寄付(自治会備品購入事業)	213
21	松陰村財産区費 指定寄附(自治会備品購入事業)	319
22	森田村財産区費 指定寄付(自治会集会所改修事業)	1,950
28	船町財産区費 指定寄附(自治会集会所維持事業)	527
	指定寄附(自治会備品購入事業)	492